令和5年度_集団指導 令和6年3月27日（水）	資 料 1

令和5年度隠岐広域連合適正化事業について

隠岐広域連合　介護保険課

１．令和５年度運営指導結果及び指導監査制度について

⑴　令和５年度運営指導事業者数

サービス種別	事業者数
認知症対応型共同生活介護	1
小規模多機能型居宅介護	2
地域密着型通所介護	1

⑵　指摘事項

【認知症対応型共同生活介護】

根拠条文等	指摘事項
【根拠法令】 基準規則第７条 予防規則第９条	〔内容及び手続の説明及び同意〕 運営規定及び重要事項説明書について、職員数の齟齬が見られた。修正し、運営規定については、次回他の指定内容に変更があった際に一緒に届け出ること。

【小規模多機能型居宅介護】

根拠条文等	指摘事項
【根拠法令】 基準規則第 103 条により準用する基準規則第 56 条の 12 予防規準規則第 62 条に準用する予防基準規則第 26 条	〔勤務体制の確保等〕 資質向上のための研修が令和２年度以降、定期開催ができていない状況である。新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、WEB 会議等の活用も含め計画、実施すること。また、その際は経過措置となっている、虐待防止に係る研修及び非常災害時の業務継続に係る研修も併せて計画すること。
【根拠法令】 基準規則第 81 条第１項及び第３項 予防基準規則第 45 条	〔設備及び備品等〕 令和３年度にウッドデッキを増築しているが、変更届が未提出であるため、速やかに提出すること。
【根拠法令】 基準規則第 92 条第１項 予防規準規則第 65 条第１項	〔心身の状況等の把握〕 サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用の状況等の把握に努めることとされている。 サービス担当者会議は必ず実施し、様式２に記録すること。
【根拠法令】 基準規則第 103 条により準用する基準規則第 33 条及び第７条 予防規則第 62 条に準用す	〔秘密保持等〕〔内容及び手続の説明と同意〕 サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いることについて、サービス提供開始時に予め文書により同意を得ることとされている。

る予防規準第 31 条及び第９条	様式３を代用して、プランの交付をもって同意とみなしているとのことであったが、様式３では個人情報を用いるための同意とはならない。 ただし、重要事項説明書に「個人情報等について」の記載があり、利用者及び家族に対して適切な説明がなされている場合は、重要事項説明書において、同意を得ていることになる。 重要事項説明書の内容を再度確認し、十分な説明と同意に努めること。
【根拠法令】 基準規則第 91 条第３項及び第６項	〔小規模多機能型居宅介護計画の作成〕 短期利用者については、居宅サービス計画を利用してサービス提供を行っているが、居宅サービス計画に基づき小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービス提供すること。また、必要に応じて見直しを行い、記録に残すこと。
【根拠法令】 基準規則第 103 条により準用する基準規則第 56 条の 12 予防基準規則第 62 条に準用する予防基準規則第 26 条	〔勤務体制の確保〕 職場におけるハラスメントにより就業環境が害されることを防止するための方針等の措置を講じることが令和４年度より義務化となっているが、方針等の策定がされていないため速やかに作成し、従業者に周知すること。
【根拠法令】 平成 18 年３月 31 日 老計発 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号第二の５の (17) 平成 18 年３月 31 日 老計発 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号第二の５の (19)	〔介護職員処遇改善加算〕〔介護職員等ベースアップ等支援加算　〕 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件として、以下のキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たす必要がある。 〈キャリアパス要件〉 ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けること ※就業規則等の明確な書面での整備、全ての介護職員への周知を含む。 〈職場環境等要件〉 ・賃金改善を除く、職場環境等の改善 以上のことから、資質の向上のための研修については、研修計画を策定し、計画に沿って実施すること。また、介護職員処遇改善計画、介護職員の任用要件（賃金に関するものを含む）、資質向上に関する研修計画について、雇用する全ての職員に周知すること。

【地域密着型通所介護】

根拠条文等	指摘事項
【根拠法令】 基準規則第 56 条の９第１項	〔地域密着型通所介護計画の作成〕 地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿ったものであるかを確認し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向を反映する機会を保障するため、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。地域密着型通所介護計画作成日において、アセスメント実施日よりも以前の日付になっているケースがあったので、計画作成に係る一連の流れに留意し作成すること。
【根拠法令】 基準規則第 56 条の 16 第２項	〔地域との連携等〕 地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議における報告等の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないとされているが公表されていなかった。公表については、事業所内において、記録をファイリング等にまとめ、誰でも閲覧可能なものとしたり、ホームページへの掲載等により行うこと。
【根拠法令】 基準規則第 56 条の６第１項	〔利用料等の受領〕 重要事項説明書について、介護保険給付の対象となるサービスの利用料における自己負担額が１割、２割の記載しかなかったため、３割を追加すること。

基 準 規 則：「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」（平成 25 年３月 28 日隠岐広域連合規則第４号）

予 防 規 則：「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」（平成 25 年３月 28 日隠岐広域連合規則第５号）

⑶ 指導監査制度について

① 行政指導及び行政処分の程度

行政指導

改善指示・・・基準違反に対する指示（法第 24 条・76 条）

改善勧告・・・改善指示に従わないとき（法第 76 条の２）

行政処分

改善命令・・・改善勧告に従わないとき（法第 76 条の２）

指定効力の一部停止
指定効力の全部停止
指定取消

改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合（法第 77 条ほか）

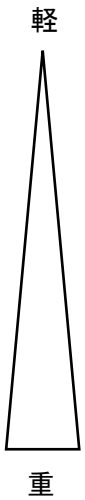

※不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができる。

② 行政処分の具体的な例示

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	これまで利用している者に対する介護保険サービス提供とその報酬請求のみに限定し、新規利用者の受け入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すこと	全ての利用者の受け入れを不可とすること

２．事故報告について

●令和５年度　事故報告書提出件数（令和６年３月１９日時点）

サービス種類	件数	うち死亡件数	主な内容
施設	３８	1	誤薬、転倒、骨折、打撲
小規模多機能型居宅介護	8	0	転倒、骨折、切傷
通所介護（地域密着型通所含む）	3	0	転倒、転落、切傷、打撲
認知症対応型共同生活介護	１７	0	転倒、骨折、切傷、打撲
訪問介護	2	0	転倒、骨折
合計	６８	0	